

倫理規程

この規程は、一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクト（以下、「本
社団」という。）が公正かつ適正な事業活動を行い、役職員が行動と意思決定を
正しく行うために遵守すべき事項を定める。

（基本的人権の尊重）

第1条 本社はその設立目的に従い、常に基本的人権を尊重して事業運営に
当たる。

（法令等の遵守）

第2条 本社は、関連法令及び本社の定款、倫理規程その他の規程・内規
を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しな
なければならない。事業の運営に当たっては反社会的勢力の排除を厳正
に行う。

（私的利益の禁止）

第3条 本社の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用するこ
とがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第4条 本社の役職員は、その職務の執行に際し、本社との利益相反が生

じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本団が定める所定の手続きに従わなくてはならない。

(休眠預金に係る共同事業における利益相反の防止と開示)

第5条 休眠預金に係る公益財団法人原田積善会とのコンソーシアム協定書に従い共同事業（以下、「本事業」という。）を遂行するに当たっては実行団体との利益相反を回避するために本団の役職員は下記の事項を遵守する。

(ア) 実行団体の選定・監督は共同事業の役割分担に従い公益財団法人原田積善会が行う。本団の役職員はこの過程に関与せず、万一利益相反の生じる可能性のある場合は、代表理事に報告の上、適正な防止措置を行う。

(イ) 本事業を行うに際し、本団の役職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。

(ウ) 本団の役職員は、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告を代表理事に提出することとし、代表理事は利益相反内容の確認と迅速な発見および是正を図ることとする。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、

運営内容、財務資料等を本社のホームページ等を活用し積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めることとする

(個人情報の保護)

第7条 本社は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

附則：1. 令和2年10月1日 制定